

# 精神科認定看護師制度設置規則

## (制度設置の目的)

第1条 一般社団法人日本精神科看護協会(以下「本協会」という。)は、精神科の看護領域においてすぐれた看護技術と知識を用いて質の高い看護を実践できる看護師を養成するとともに、看護現場における看護ケアの質の向上をはかることを目的として、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度(以下「本制度」という。)を設置する。

## (本協会の責務)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、本制度により一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師(以下「精神科認定看護師」という。)を認定するとともに本制度の実施に必要な事業を行う。

## (本制度の運営)

第3条 本制度に関する検討および運営は、教育認定委員会が行う。

## (一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師の認定)

第4条 精神科認定看護師とは、精神科認定看護師教育課程を修了した上で本制度における認定審査に合格し、精神科の看護領域においてすぐれた看護能力、知識を有すると認められた者をいう。

2 精神科認定看護師は、以下の役割を果たす。

- (1) すぐれた看護実践能力を用いて、質の高い精神科看護を実践すること。
- (2) 精神科看護に関する相談に応じること。
- (3) 精神科看護に関する指導を行うこと。
- (4) 精神科看護に関する知識の発展に貢献すること。

## (認定審査会の設置)

第5条 本協会は、精神科認定看護師を認定する審査を行うために、認定審査会を設ける。

- 2 認定審査会の委員は、会長が推薦し、理事会の議決を経て委嘱する。
- 3 認定審査会は、5名以上の委員をもって構成する。認定審査会の委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 4 認定審査会の委員には、医師1名以上および大学教授1名以上を含むようにしなければならない。
- 5 認定審査会の委員長および副委員長は委員の互選によって選任する。
- 6 認定審査会は、構成員の2/3以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数によって行う。
- 7 認定申請者と直接に利害関係を有する認定審査会の委員は、当該申請者に関する審査を行ってはならない。
- 8 認定審査会は、議事録を作成し保管するものとする。

(本協会の役割)

第 6 条 本協会は、精神科認定看護師の専門性を高めるため、精神科認定看護師の教育にふさわしい教育理念、教育目的の確立、教育課程の編成、講師の選任および精神科認定看護師教育機関の選定等を行う。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師の登録)

第 7 条 本協会は、認定審査に合格した者に、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師認定証を交付し、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師名簿に登録するものとする。名簿に登録した者については、その氏名を本協会の公式ホームページ等において所属支部名、および施設名と併せて公表するものとする。

2 精神科認定看護師認定証の有効期間は名簿登録日より5年とする。

(認定の更新)

第 8 条 本協会は、精神科認定看護師の資質保持のため、更新制を設ける。本協会の認定を受けた精神科認定看護師は、名簿登録日より 5 年ごとにこれを更新しなければならない。更新の際に必要な条件や更新の手続きは別に規則を設けて定める。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師資格の喪失ないし停止)

第 9 条 精神科認定看護師は、次の各号の 1 つに該当するときは、精神科認定看護師の資格を喪失ないし停止する。理事会は、精神科認定看護師の資格を喪失ないし期限を定めて停止させることができる。④から⑥に該当する場合、その精神科認定看護師に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。また、理事会は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

- ① 精神科認定看護師の資格を辞退したとき、会員でなくなったとき、本人が死亡したときのいずれかに該当するとき
- ② 精神科認定看護師の認定の更新を行わなかったとき
- ③ 精神科認定看護師制度運営規則第 14 条に定める認定更新を受けるための要件を満たさなかったとき
- ④ 資格の取得または更新のために虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤ 日本国の看護師免許を喪失、返上または取り消されたとき
- ⑥ 倫理的あるいは社会的規範に反する行為を行い、精神科認定看護師としてふさわしくないとき

(精神科認定看護師資格の喪失ないし停止についての不服申立)

第 10 条 喪失、停止等の審査・決議に関して異議がある精神科認定看護師であった者は、理事会に対し、結果を通知した書面の発送日より 30 日以内に、書面にて再審査の請求をすることができる。

- 2 理事会は、精神科認定看護師であった者の請求に応じて再審査を実施する。但し、1 名以上の理事が必要と認めるときには、理事会の決議により異議の審査のための裁定委員会を設置することができる。
- 3 裁定委員会は異議について審議を行い、理事会に報告する。その見解を踏まえて、理事会が異議が相当かを決定する。
- 4 理事会は、再審査の結果を本人に通知する。

(精神科認定看護師資格を喪失した場合の再取得)

第 11 条 前条により精神科認定看護師資格を喪失した場合であっても、精神科認定看護師であった者の申し出により、理事会が相当と認めた場合には、資格を再取得することができる。

2 再取得の要件は、精神科認定看護師制度運営規則に定め、手続きについては別途定める。

3 第 1 項は、この規則の施行前に資格を喪失した精神科認定看護師についても適用する。

(他の看護関係組織との連携)

第 12 条 本協会は、本制度と同等の資格を認定する他の看護組織と、同等の水準を保持するために連携を図る。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度運営規則への委任)

第 13 条 本制度の運営の詳細に関しては、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度運営規則で定める。

(改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、教育認定委員会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則 1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規則は一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日に「社団法人日本精神科看護技術協会を一般社団法人日本精神科看護協会」と書き換える。

附 則 2. この規則の発効前において社団法人日本精神科看護技術協会精神科認定看護師として登録されている者は、そのまま、社団法人日本精神科看護技術協会精神科認定看護師として認定される。

附 則 3. 本規則は平成 25 年 11 月 30 日に改正、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 4. 本規則は平成 26 年 4 月 26 日に改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経過措置として平成 26 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則 5. 本規則は平成 28 年 3 月 26 日に改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 6. 本規則は平成 30 年 11 月 24 日に改正、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 7. 本規則は令和 6 年 3 月 9 日に改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経過措置として令和 6 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は令和 8 年 3 月 31 日までとする。